

野生生物の科学的管理を担う 人材の“教育”と“育成”

岐阜大学応用生物科学部

鈴木 正嗣

「教育」と「人材育成」の違い

- 教育：どのような世情の中においても、良識と健康を兼ね備えた人物となることを目指して行われる営みであり、直接的に、特定分野の振興や経済活動への寄与といった事柄を目指して行われものではない。
- 人材育成：特定分野の振興や経済活動への寄与を期して行われるものである。

「教育」と「人材育成」～理数教育をめぐる～（小谷 2007）

（小谷利恵氏：文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課 専門官）

「教育」と「人材育成」の違い

教育：どのような世情の中においても、良識と健康を兼ね備えた人物となることを目指して行われる営みであり、直接的に、特定分野の振興や経済活動への寄与といった事柄を目指して行われものではない。

「野生動物管理学」においては、
両者の混同・混用が散見される...

(両者間でのバランスの取れた役割と責任の分担が不可欠)

- 人材育成：特定分野の振興や経済活動への寄与を期して行われるものである。

「教育」と「人材育成」～理数教育をめぐる～（小谷 2007）

（小谷利恵氏：文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課 専門官）

「教育」と「人材育成」の違い

- 教育：どのような世情の中においても、良識と健康を兼ね備えた人物となることを目指して行われる営みであり、直接的に、特定分野の振興や経済活動への寄与といった事柄を目指して行われものではない。

- 人材育成：特定分野の振興や経済活動への寄与を期して行われるものである。

「捕獲従事者」や「鳥獣専門指導員」など、現場実務に従事する方々については、こちらの位置づけとなるかもしれません...
(人材育成の場合も、系統的なカリキュラム構築による質保証が必要)

「教育」と「人材育成」の違い

- 教育：どのような世情の中においても、良識と健康を兼ね備えた人物となることを目指して行われる営みであり、直に特定分野の振興や経済活動への寄与と

下記を担う「鳥獣担当行政職員（第2回委員会における島根県の事例）」であれば、こちらが求められる

- ・担当地域での鳥獣行政のマネージメント
- ・市町村や県の農業，林業普及指導員などと連携した取り組みのコーディネート
- ・県庁鳥獣対策室への政策提言や立案

より詳細に整理された「求められる能力と役割」 （本日の「知床自然大学院大学設立の試み」より）

保護管理専門職に求められる能力と役割

区分	範囲	国・広域レベル	都道府県レベル	市町村・郡レベル
	役割	広域型専門職	レジデント型専門職	専門技術職員
	名称・資格(仮)	保護管理専門官 ワイルドライフマネージャー		保護管理士 保護管理技術士
	養成	大学院(修士・博士)		大学・大学校・専門学校
求められる能力	政策立案・管理計画策定・指針等作成能力	◎	◎	
	モニタリング・評価・順応的管理実施能力	◎	◎	
	対策立案・マニュアル作成・委託管理能力	◎	◎	○
	調査研究能力・現地データの収集能力	◎	◎	◎
	合意形成・ファシリテーション・普及啓発能力	◎	◎	◎
	高度な管理手法・捕獲技術・実践能力	○	◎	◎
	地域資源保全活用能力・価値創造能力		◎	◎
	地域ビジョンの提示・地域問題の解決能力		◎	○

第4回委員会における江成先生の報告より

野生動物問題とは**人口問題**であり、
問題の本質は
「**未来**を考える力の**脆弱化**」

- ✓ 単に**公論形成**の場を用意しても**機能しない**
- ✓ 人口減少社会という**現実を直視しない対症療法**では
「未来を考える力」は**生まれない**

第4回委員会における江成先生の報告

未来 = 世情
「教育」によってこそ、
養うことができる能力

問題の本質は
「**未来**を考える力の**脆弱化**」

- ✓ 単に**公論形成**の場を用意しても**機能しない**
- ✓ 人口減少社会という**現実を直視しない対症療法**では
「未来を考える力」は**生まれない**

+ 「**技術論**」だけでは、話題性はあっても**実効性は乏しい**
(地域社会に定着させるための社会科学的な工夫や基盤整備が不可欠)

野生鳥獣の保護及び管理 ～人と野生鳥獣の適切な関係の構築に向けて～



TOP > 都道府県における専門的職員の配置

保護及び管理に係るさまざまな取組

都道府県における専門的職員の配置

都道府県鳥獣行政担当部局における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況について

科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するために、専門的な知見を有する職員が都道府県等の行政機関に配置されることが重要であることに鑑み、環境省では、平成27年度から都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表しています。

1. 専門的な知見を有する職員とは

環境省でとりまとめを行っている専門的職員とは、以下のいずれかに該当する者のことをいいます。

- 環境省の人材登録事業（鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター）の登録者
- 農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者
- 環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会（初級編又は上級編）又は農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー研修（座学研修（一連のすべての講座を含む）又はフィールド実習研修）を受講（修了）しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者
- 大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位（博士、修士、学士）を有する者（※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者）
- 上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者（例えば、鳥獣管理士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者、鳥獣保護管理について各地域で講義や講演を多数実施されている経験豊富な方、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者として検討会委員を委嘱されている方等）

平成30年度

島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験 受 験 案 内

島根県人事委員会
〒690-8501 松江市殿町8番地
TEL 108521 22-5438
島根県人事委員会ホームページ
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kijinkai/>

(イ) 学校教育法による大学又は専修学校の専門課程において野生動物管理に関する科目の単位を取得して卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人

(野生動物管理に関する科目の例：野生動物学、動物行動学、動物生態学、保護管理学、保全生態学、個体群生態学 等)

④単位取得状況

野生動物管理に関する科目の単位取得状況を記入してください。

1科目でも取得済みの科目があれば、「1. 取得済み」を○で囲んでください。

取得済みの科目がなく、平成31年3月31日までに取得見込みの科目があれば、「2. 取得見込み」を○で囲んでください。取得済み（見込み）の科目名を記入してください。（主な科目を1つ以上）

進展のない「附帯決議」

しかし、その進展が見えない中、2006年に鳥獣法が再び改正され、衆参両院より12項目の附帯決議が出された。衆議院の決議（第6）には、「鳥獣保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材の育成・確保を図るとともに、行政機関においても、そのような人材を適切に配置すること」とあつ

附帯決議の「専門家の確保・育成・配置等」の変遷

法律の改正年	附帯決議（「専門家」に係る内容）		
	確保・育成	配置	配置の公表
1999	○		
2006	○	○	
2014		○	○

この2006年の決議は、図らずも1999年の決議「野生鳥獣保護の専門的な知識・経験を有する人材の確保及び育成」が未達成であることから、再度決議されたものと思われる。この「専門家の育成・確保」のみならず1999年の「研究機関の整備」についても、管見の限りではあるが行政府による特段の動きはなかったよう

赤坂（2018）：全文は配付資料に含めて頂いております

「科学行政官の不在」のニッポン社会

野生動物学は、あくまでも「対象学」である

「野生動物」を対象とする生態学や行動学、遺伝学、感染症学などが「野生動物学」として総称され、さらに「野生動物管理学」として拡大解釈されている？

野生動物学 ≠ 野生動物管理学

野生動物を対象とする生態学や獣医学等は、野生動物管理上の重要なツールにはなるが、的確な社会科学的知識や問題意識、地域へのシンパシー等をともなわなければ「野生動物管理（学）」としては不足かも。

~~~ 動物1割・人間9割 ~~~

- 九鬼（2017）：当初は“守り”重視であった獣害対策が、ここ数年は“攻め”重視の色彩が濃くなっている。2013年12月に環境省と農林水産省が発表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、シカとイノシシについて当時の推定個体数の半減を10年後までに目指すことを明記している。また、そのための高度な捕獲技術の開発や狩猟者の確保などが具体策としてあげられている。（中略）獣害対策は「獣対策」へと変質し、ますます農村の住民の手から離れつつある。
- 江口（2018）：動物の専門家ばかりに頼る国や都道府県の行政によって、農業関係者が参加できない環境が作られてきた。農業問題として考えられないと、どのようにすれば収穫量が増え、持続的な農業が展開できるかといった議論が起こらない。すると、その地域から動物がいなくなれば被害はなくなる。その地域から農業がなくなっても被害はなくなるといった極論も出てくる。被害者である当事者（農業者）抜きの対策になってしまうのである。

## 現時点における大学教育の課題

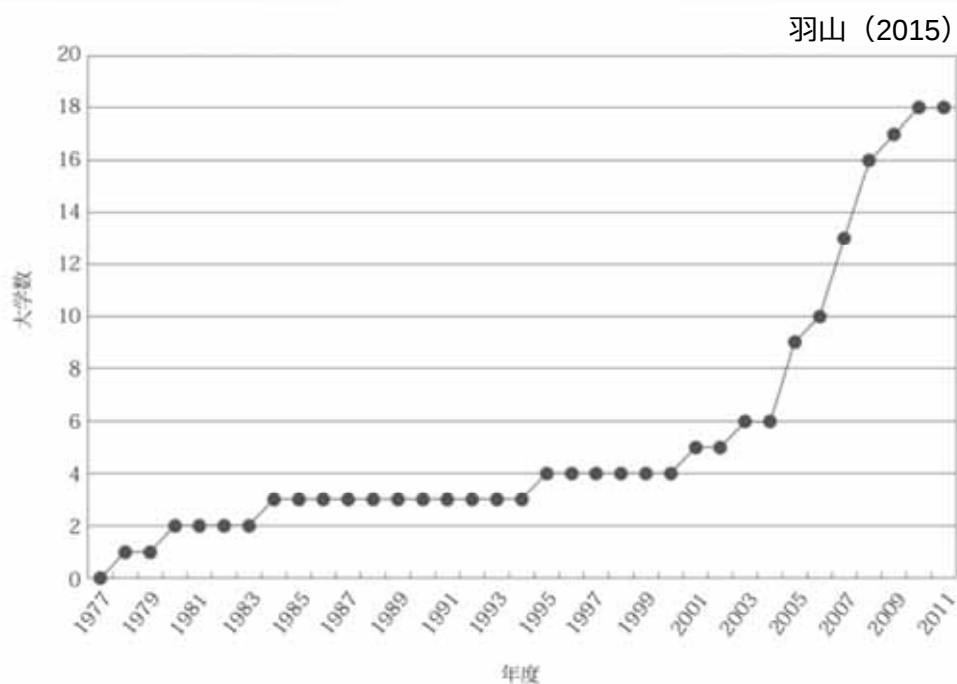


図2 わが国で野生動物学専門講座を開設した大学数（著者調べ）

・担当教員の  
系統立った教

もし、この  
になる。これ  
大な欠陥を指

る可能性も高く、

く拡大すること  
野全体として重

は、  
る。

# 現時点における大学教育の課題

## (配付の設立財団ニュースレターVol. 8)

・教育内容は、単数もしくは少数の担当教員の専門性に左右されがちであり、野生動物を取り巻く多様な課題に対応し得る人材の育成は困難である。

・担当教員の専門分野以外の授業内容が薄まり、断片的知識の教授や物見遊山的な見学実習に留まる可能性も高く、系統立った教育を実施しにくい。

もし、このような状況が継続・固定化するならば、出身校に依存する「人材間の能力格差」が著しく拡大することになる。これでは人材育成体制としての質保証（注2）が担保されず、野生動物管理学という教育分野全体として重大な欠陥を抱え込むことになる。

では質保証のためには、どこから着手するのが近道であろうか。そのヒントは、医学や薬学、獣医学などのライセンス教育の分野で先行する取り組みの中にある。

# 現時点における大学教育の課題

## (配付の設立財団ニュースレターVol. 8)

これらの教育分野では、教育内容の細分化と高度化、そして情報量の増大にともない、「実務者育成という目的のもと、少なくとも行うべき必要最小限の教育内容」の精選が進められた。それが本稿の副題に含めた「モデル・コア・カリキュラムの策定」である。参考までに、以下に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」と「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」との理念の一部を抜粋しておく。いずれも実務者として最低限備えるべき能力を明確化し、「少なくともそれを身に付けさせるための教育については、全ての大学に共通して実施させる」との強い意図を読み取ることができる。

・全大学に課される共通の到達目標というべきものであって、大まかではありますが6年間の履修年限の中で獣医学として教えるべき3分の2程度の内容を示しています（<http://plaza.umin.ac.jp/~vetedu/cur/>にて参照可能）

# 本委員会提案の実質化：海外の先進事例や社会的ニーズ等を踏まえた 野生動物管理学教育モデル・コア・カリキュラムの策定



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/itaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm)

## 課題別委員会設置提案書

### (2) 審議の必要性と達成すべき結果

- ③ 密接な連携のもとに科学的な野生動物管理システムの担い手となる主体について、現在すでに実践されている多様な試みと海外の先進事例を参考にしつつ、現在から近未来にかけて最適と考えられる在り方を明らかにする。とりわけ、重要と思われる現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究を担う人材養成のシステムについては、具体的な提案を行う。

- 平成22～23年：諸外国における獣医師養成制度に関する調査研究
- 平成22～23年：将来の必要医師数等に関する調査研究
- 平成21～22年：獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに関する調査研究
- 平成21～22年：看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究
- 平成21～22年：教員養成に関するモデルカリキュラムの作成に関する調査研究

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/itaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm)

# 平成30年度 鳥根県職員（鳥獣対策）採用選考試験 受 験 案 内

鳥根県人事委員会  
〒1687-8501 埼玉県川口市南郷  
寺E1-100521 コーポレート・ビル  
鳥根県人事委員会・ホール  
<http://www.pref.saitama.go.jp/jishin/>

- 受 付 期 間      平成30年8月20日(月)～9月14日(金)  
郵送の場合は、9月14日(金)までの消印有効
- ※インターネットでの受付期間    8月20日(月)午前8時30分～9月12日(水)午後8時
- 受 付 時 間      午前8時30分～午後5時15分  
                        「土曜日も及び日曜日を除く。」
- 第 1 次 試 験 日    平成30年10月14日(日)
- 第 1 次試験合格発表    平成30年10月26日(金)
- 第 2 次 試 験 日    平成30年11月18日(日)
- 第 2 次試験合格発表    平成30年12月上旬(予定)

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職種内容

| 区 画 考 査 | 採用予定人数 | 職 種 内 容                                                                  |
|---------|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| ① 筆記試験  | 各2名    | 鳥根県の鳥獣被害「鳥獣被害防止マニュアル」中の「関係機関等との連携」に<br>関し、「鳥獣被害防止・防除計画書」、資料作成等の業務に担当します。 |

※ ①： 試験不可な場合は、要する場合があります。  
 ※： 15月14日に当該実施決定の権利は試験とこの要領により行使できます。

鳥根県職員「鳥獣対策」の採用選考試験は、次の専門的な資格に従事できる人を求めています。

- ①鳥獣（サル、ワシ、コウモリ、エゾリス、アライグマなど）の本居状況、経路や繁殖地などによる保護管理技術者の育成、害虫防除業務
- ②鳥獣被害の状況調査の研究、害虫防除業務
- ③被害発生時の緊急対応計画の策定、害虫防除業務
- ④鳥獣被害防止事業の状況調査や鳥獣被害業務

主催：「野生生物と社会」学会 青年部会主催  
企業セミナー第二弾！！

# 官民学による野生生物調査の仕事

## ～見えない世界を知る～

野生生物の調査は、森林等の遠大な調査だけでなく、都市圏による減少、侵入する外来種など移り変わる。様々な問題が起きているからこそ、行政や民間企業、研究機関などの様々な立場の人が環境アセスメントや企業環境に関する調査等に携わっている。

今回のセミナーでは官民学3つの立場から野生生物調査の仕事内容や今後の課題等を紹介し、野生生物に関心を持っている学生にファーストステップの場を提供することを目的です。

**対象** 野生生物を対象とした仕事に興味関心がある  
大学生・大学院生

**日時** 2019年3月10日(日)  
10:00～17:00

**会場** 岐阜大学  
サテライトキャンパス  
多目的講義室(大)

**参加費** 500円

「野生生物と社会」学会青年会員は無料

<申し込み方法>

氏名、所属大学・学年、「野生生物と社会」学会員が否かをご記入のうえ、E-mailにてご応募ください。

- 応募先 / wildlife.society.seminar2018@gmail.com
- 「野生生物と社会」学会 青年部会 企画担当 宛
- 応募締切 / 2019年 2月 10日 (日)

お問い合わせ：電話) 0562-837-1111、メール) 岐阜県環境政策課、岐阜県自然環境政策課、岐阜県自然環境政策課

**参加企業・団体**

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 株式会社 野生動物保護管理事務所 | 株式会社 一成     |
| 株式会社 グリーンコップ     | 株式会社 アイエスイー |
| 中日本航空株式会社        | 岐阜県         |
| 岐阜大学             |             |



会場地図

岐阜大学サテライトキャンパス

〒500-8588 岐阜県岐阜市古沢町4丁目2番地  
岐阜大学サテライトキャンパス 第2校舎

【会場までのアクセス】  
京岐線駅から徒歩5分  
※周辺に駐車場あり(有料)

